

引っ越して住所が変わった さあどうしよう

まだ若いハム子さんやハム夫さんがこれからきっと経験するのが、お引っ越しです。この場合には無線局免許状の記載事項に変更が生じますから、当然のことですが手続きが必要になります。

この場合に使用する申請用紙は、第1話と第2話で使用したJARLの「アマチュア局 変更用紙一式」で、書き方は

4. 「住所・常置場所変更」の申請手続き
に示されています。

*

普通の場合、住所と無線設備の常置場所は同じですが、まれには違う場合もあります。そこで、書き方は

住所変更

移動する局の常置場所の変更

に分けて説明されています。まあ、多くの場合は住所 = 常置場所ですから、「無線局事項書及び工事設計書」には新しい住所だけを書けばOKです。

*

「住所・常置場所変更」の申請手続きでは、もう一つ重要なことがあります。それは、引っ越した先が現在とは別の総合通信局の管轄になってしまう場合です。具体的には、今まで九州で開局していたのが東京に引っ越したというような場合で、この場合には今までの九州総合通信局から関東総合通信局に変わります。

実は、この場合には呼出符号、すなわちコールサインが変更になります。これが、書き方のあちこちに注意として出てくる「エリアが変わる場

Keyword



資料集  総合通信局

常置場所，移動する局，コールサイン，エリア

合」というものです。

*

まれに、住んでいる場所は変わらないのだが、行政による住居表示の変更で住所が変わってしまうことがあります。このような場合には行政の長が証明書を発行しますから、変更申請や再免許申請のときに証明書の写しをつけて訂正してもらうのがうまい手です。

